**○関東地方整備局告示第四百一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

| | |
|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 |
| 四号 | 茨城県猿島郡境町大字塚崎字深谷五二六一番地先から同町大字塚崎字法花塚一四八〇番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） |

| | |
|---|---|
| 図面縦覧場所 | 関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年九月十八日

**○関東地方整備局告示第四百二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

| | |
|---|---|
| 路線名 | 供用開始の区間 |
| 四百六十八号 | 相模原市緑区小倉字大和一三八八番一から同市緑区小倉字大保戸一一二七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） |

| | |
|---|---|
| 図面縦覧場所 | 関東地方整備局及び同局相武国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年九月十八日

**○近畿地方整備局告示第二百三号**

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月十三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月十八日　近畿地方整備局長　池内　幸司

昭和55年建設省告示第1292号第1第二号による嫌気ろ床接触ばっ気方式

| 製造者の住所・氏名 | 大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号　株式会社クボタ<br>代表取締役会長兼社長　益本　康男 |
|---|---|
| 工場の所在地及び名称 | 石川県能美市岩内町1番地3　アムズ株式会社　白山工場<br>石川県白山市大竹町ロ73番地　アムズ株式会社　大竹工場<br>福岡県宮若市宮田918番地の11　有限会社大勝工業 |

| 認定番号 | 浄化槽の名称 | 工場の所在地及び名称 |
|---|---|---|
| 6－13－1E－001 | クボタ浄化槽　HSⅡ－5型 | 石川県能美市岩内町1番地3　アムズ株式会社　白山工場 |
| 〃　－1 | 〃　HSⅡ－7型 | 石川県白山市大竹町ロ73番地　アムズ株式会社　大竹工場<br>石川県かほく市高松丙23番地11　日研産業株式会社<br>福岡県宮若市宮田918番地の11　有限会社大勝工業 |

| 認定番号 | 浄化槽の名称 |
|---|---|
| 6－13－1E－001－2 | クボタ浄化槽　HSⅡ－10型 |

**○近畿地方整備局告示第二百四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十八日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人なら建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | — |
|---|---|
| 変更後 | 西上　仁信 |

(2)　変更年月日

平成二十五年九月二日

**○近畿地方整備局告示第二百五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十八日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

アール・イー・ジャパン株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | — |
|---|---|
| 変更後 | 山本　裕子 |

(2)　変更年月日

平成二十五年九月三日

**○沖縄総合事務局告示第四十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十八日　沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　中部広域都市計画道路事業三・二・六号胡屋泡瀬線

三　事業施行期間　自平成二十五年九月十八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県沖縄市高原一丁目、高原二丁目、高原三丁目、高原四丁目及び高原五丁目並びに大里一丁目及び大里二丁目地内

使用の部分　なし